

今回の東北地方太平洋沖地震により、被災されたみなさま並びに関係者のみなさまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

東北地方太平洋沖地震の対応として、無線局免許等に係る特別な手続の情報として次の2件をお知らせいたします。

平成23年3月31日
(社)全国陸上無線協会

1. 東北地方太平洋沖地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について
2. 東北地方太平洋沖地震被災地域の復旧支援における無線局免許等の臨機の措置について

東北地方太平洋沖地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について

今般発生した東北地方太平洋沖地震による災害について、政府は特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定するとともに、この災害に対し、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置を適用するとして政令が3月13日に公布・施行されました。

満了日が延長される具体的な行政上の権利利益、対象地域、対象者及び延長後の満了日については、各省庁が発出する告示により定められこととなっています。

総務省から3月31日付けで告示（総務省告示第121号）が出されましたので、その概要についてお知らせします。

存続期間（有効期間）が延長される許認可等一覧

- 無線局の免許の有効期間の延長
 - 特定基地局に係る開設計画の認定期間の延長
 - 無線局の登録の有効期間の延長
 - 登録証明機関の登録の有効期間の延長
 - 無線局の再免許の申請期間の延長
 - 無線局の再登録の申請期間の延長
 - 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請期間の延長
 - 工事担任者資格者証の交付の申請期間の延長
- ※ 延長後の満了日は、平成23年8月31日までとなっています。
- ※ 対象地域は、災害救助法が適用された市町村となっています。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（厚生労働省第11報まで）」において、災害救助法が適用された市町村は次のとおりとなっています。

●青森県

八戸市、上北郡おいらせ町

●岩手県

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町

●宮城県

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、

栗原市、東松島市、大崎市、柴田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町

●福島県

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白河郡棚倉町、東白河郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村

●茨城県

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

●栃木県

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

●千葉県

旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

●東京都

47区市町村（帰宅困難者対応）

東北地方太平洋沖地震被災地域の復旧支援における 無線局免許等の臨機の措置について

今般発生した東北地方太平洋沖地震の被災地の復旧等に供する通信の確保のため、緊急に無線局を現地に持ち込む必要がある場合、総務省総合通信局における無線局免許や移動範囲の変更等の手続きにおいて、迅速な手続きによる臨機の措置をとることが認められています。

詳しくは《非常災害時における臨機の措置》をご覧ください。

この措置の適用を希望される場合は、関係総合通信局の各無線局担当部課にご相談ください。

《非常災害時における臨機の措置》

非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、下記による臨機の措置を行うことが認められています。

◎ 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- (1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該期間中に限り使用するものであるとき。
- (2) 通信の内容が、次の一に該当するものであること。
 - (ア) 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。）
 - (イ) 電波法施行規則第 37 条第 7 号及び第 20 号に規定する通信
 - (ウ) 非常通信に準ずる重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）

◎ 地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所において臨機の処理を行うことができる範囲は、すべての無線局について次に掲げるものとする。

- (1) 予備免許または免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所（移動するものにあつては、移動範囲）の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更

- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

◎ 臨機の措置は、次により行います。

- (1) 申請は、まず、申請者から口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出するものとする。
- (2) 処分は、とりあえず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は、所定の申請書等の提出を持って遡及処理するものとする。